

## はまなす車いすマラソン2019競技規則

- 1 スタートは、男女ともに8時30分とする。
- 2 競技者は、スタート地点からフィニッシュ地点まで決められたコース内を走行する。
- 3 競技者が走行中、他の競技者の走行を故意に妨害した場合は失格とする。
- 4 競技者が走行中に転倒した場合、競技役員の介助は受けてよい。ただし、競技者に有利になるような介助は受けてはならない。
- 5 競技中における車いす修理の援助は、競技役員にかぎり許可する。
- 6 競技者は、競技役員及び警察官の指示に必ず従うこと。
- 7 競技者は、走行中、競技役員等から競技中止を命じられたときは、直ちに競技を止めなければならない。
- 8 障がい別により別表の3クラスに分ける。
- 9 次のとおり関門に制限時間を設け、制限時間を超えた選手は、直ちに收容車に收容する。

関 門	5km	10km	15km	20km	フィニッシュ
時 間	9時00分	9時20分	9時40分	10時00分	10時05分

- 10 記録の計測については、RSタグ(計測チップ)を使用して行う。  
(受付で配布するレンタル用RSタグを、使用方法に従って取り付けること。)
- 11 ナンバーカードは、車いすの脚部と背もたれに各1枚、ナンバーが明確に視認できるよう取り付けること。  
同様にナンバーシールもヘルメット正面に取り付けること。  
(受付でナンバーカードは3枚配布するので、1枚は日常用車いすに付けること。)
- 12 飲料供給所
  - (1) 飲料供給所は、10km、15km、20km地点付近に設ける。  
飲料は、清涼飲料水及び水とし、容器は紙コップとする。
  - (2) 主催者が設けた場所以外で他人から飲料を受けとった場合は失格とする。
- 13 車いす
  - (1) 車いすは大輪2つ、小輪1つからなるものとする。
  - (2) 電動車いす及び力学的に有利になるギアやレバーを取り付けることは認めない。
  - (3) ハンドリムは、2つの大輪にそれぞれ1つのみ認める。  
ただし、片手駆動のものが必要と認められた場合はこの限りではない。
- 14 安全のため、選手は競技用のヘルメットを着用すること。

## ○クラス分け

<p>クラス1 (T51)</p>	<p>両手に重度の障がいがあり、以下の動作のみ可能なもの。 1) 肩関節を動かす、2) 肘関節を曲げる、3) 手関節を手の甲側に動かすのみ可能 (C5/6 頸髄損傷レベル)。 自力で座位バランスを保つことが出来ないため、車椅子上では膝上にあごを乗せるものが多い。車椅子を駆動する際は、小さなハンドリムを使用し、後方から引き上げるように駆動するものが多い。</p>
<p>クラス2 (T52)</p>	<p>肩関節、肘関節、手関節の機能は、正常もしくはほぼ正常である。指の曲げ伸ばしに制限がある。 自力で座位バランスを保つことが出来ない (C7/8 頸髄損傷レベル)。</p>
<p>クラス3 (T53) (T54)</p>	<p>T53 両手の機能は、正常もしくはほぼ正常である。 腹筋と下部背筋の機能がないため、自力で座位を保つことが出来ない (T1~T7 脊髄損傷レベル)。</p> <hr/> <p>T54 両手の機能は正常で、体幹機能は正常または部分的に機能する (8~S4 脊髄損傷レベル)。 以下のいずれかに該当するもの。 下肢切断、先天性奇形、他動的関節可動域 (PROM) 制限、筋力低下、脚長差</p>

※上記は日本パラ陸上競技連盟のクラス分けに準じたものであり、詳細については下記 HP をご参照ください。

<https://jaafd.org/contents/code/committee3>